

1. ②キャッシュカードを紛失しましたが、どうすればいいですか？

まずは早急にお取引店へご連絡ください。

ご連絡があり次第、ご本人以外の人にカードが不正利用されないようお手続きいたします。

お取引店 店舗のご案内をご確認ください

(平日) 8時45分～11時30分・12時30分～17時35分(取扱店)

営業時間外のお問い合わせ

(平日時間外) 8時45分～11時30分・12時30分～17時35分以外

(土曜・休日) 全時間帯

受付先 信金事故届受付センター

電話番号 (1) 0120-33-2105

(2) 092-411-8831

ご連絡のあと、お取引店窓口まで再発行の手続きにご本人がご来店ください。「喪失届件改印届」をご提出いただきます。

- ※ 盗難の場合はお客様より警察に盗難の届出をしてください。原則として、お客さまが警察から交付された「盗難届受理証明書」もあわせてご提出いただきます。
- ※ 電話でのお届けは緊急の仮受付ですので、ただちにお取引店へご来店いただき正式にお届けください。

お手続きに必要なもの

- ・ ご本人であることを確認できる資料(現在有効な運転免許証、パスポートなど)
- ・ お届印
- ・ 通帳

「照会状」のご送付

現在有効な運転免許証、パスポートなどご本人であることを確認できる資料がない場合は、当金庫より紛失等の内容確認のために「照会状」を発送させていただきます。ご本人様が署名、捺印のうえご返送ください。

再発行

カードの再発行については、「パスワード届」をご提出いただきます。

再発行期間

処理状況により異なりますが、通常1～2週間程度かかります。

※ 運転免許証等の顔写真付公的資料であれば照会状の発送は不要になります。

手数料

カードの再発行にあたっては、当金庫所定の再発行手数料を申し受けます。

発見

1. カード再発行前

カードを発見された場合は、お取引店にご来店いただき、「発見届」をご提出いただきます。

お届けをいただいたのち、これまでのカードをお使いいただけます。

2. カード再発行後

発見されたカードをお取引店までご持参ください。ご持参いただきましたカードは、当金庫にて裁断処理をいたします。

なお、お取引の内容によって、別途書類や届けが必要な場合があります。